

放課後等デイサービスわくわくクラブ危機対応マニュアル

平成30年12月作成

1 目的

このマニュアルは、放課後等デイサービスわくわくクラブにおける危機に対する具体的な対応を示すものである。危機に対しては、マニュアルに基づき、迅速かつ的確に対応し、利用者および職員の安全の確保に努めるようにする。

2 普段の取り組み

- ・普段から安全対策に取り組み、環境整備や避難グッズ等を確認、点検して置くようにする。月に一度の日を決めて安全確認を行う。
- ・避難訓練を行い、利用者、指導員が非常時の対応を確認しておく。
- ・緊急持ち出し袋を用意し、常に利用者プロフィールを入れておき、緊急時の医療機関や連絡先がわかるようにしておく。
- ・利用者の実態を把握し、緊急時にどのような対応が必要かを把握し、必要な場合は緊急持ち出し用具をそろえたり、緊急カードを作ったりする。

3 危機を事前に防ぐための利用の中止

(1) 地震・風水害・雪害

台風などあらかじめ来ることが分かっている場合は、学校の休校に対応し、わくわくクラブの利用も中止する。学校で保護者への引き渡しで下校させる場合もわくわくクラブの利用は中止する。

(2) 感染症

インフルエンザ・ノロウイルス等に感染している利用者およびインフルエンザ・ノロウイルス等で学級閉鎖されている学級に所属している利用者については利用をおことりする。

兄弟・家族等が感染し、室内など隔離できない状況の利用者には自粛していただくようにする。

1 火 災

項 目	内 容	担当者
日常の 取り組み	(1) 普段より室内の安全管理に努める。 (2) 火災報知器・消火器の点検をおこなうとともに、消火器の使用 方法について職員が熟知して置く。 (3) 火気を使用する場合は、周辺に燃えやすいものを置かないよ うにし、あらかじめ水や消火器を用意するなど利用者の実態を 踏まえて火災が起こらないように配慮する。	
緊急時の 取り組み	(1) 火災発生 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者を火災の場から離し、一括管理する。 ・消火器、毛布、水（お風呂）などで初期消火する。 ・非常持ち出し袋に持ちだす物を入れ準備する。 ・消防署へ連絡する。 (2) 避難 <ul style="list-style-type: none"> ・火災が治まった場合は、利用者は安全な場所で待機し、保護 者と連絡を取り、帰宅させる。利用者の帰宅後、指導員は後 片付けや消防への対応を行う。 ・火災が治まらない時は、利用者をゆきつばき荘へ避難させ、 保護者と連絡を取り、帰宅させる。歩行が困難な場合は、車 椅子等を利用する。管理者は施設の状況を把握するためその 場に残る。利用者の帰宅後一度施設へ戻り、 次の対応を行う。 	
事後の 処理	(1) 消防署への対応 (2) 事故の報告（県） (3) なぜ事故が起こったか、それについての反省と防止策の検討 (4) 利用者および保護者への報告	

2 地震

項目	内容	担当者
日常の 取り組み	(1) 普段より家具等倒れるものがないかどうかを確認し、壁に留めるなどの安全対策を行う。 (2) テーブルの下を開けておく、座布団や、毛布などを常備し、頭部を守る物を常備して置く。 (3) 緊急時の災害グッズを用意しておく。 (4) 避難口の確保をしておく。	
緊急時の 取り組み	(1) 地震発生 <ul style="list-style-type: none"> ・携帯の緊急地震速報等が鳴った場合、揺れが起こった場合は利用者を机やテーブルの下にもぐらせる。もぐれない子については毛布や座布団などで頭部を保護する。 (2) 一時避難 <ul style="list-style-type: none"> ・揺れが治まったら、利用者、および職員の怪我等の状況を把握する。移動できない場合は車椅子、シートブランコ等を利用し、戸外へ避難させる。その他全員を駐車場へ避難させ、一括管理する。 ・緊急持ち出し袋、救急セット、災害グッズを持ち出す。 (2) 二次避難 <ul style="list-style-type: none"> ・怪我人がいる場合はその場からすぐに車で病院へ搬送する。 ・安全確認が終わったら、車でゆきつばき荘へ避難する。 ・保護者と連絡を取り、帰宅させる。 ・利用者の帰宅後一度施設へ戻り、次の対応を行う。 	
事後の 処理	(1) 災害状況の報告（県） (2) 怪我の原因は何か、それについての反省と防止策の検討 (3) 利用者および保護者への報告	

3 風水雪害

項目	内容	担当者
日常の 取り組み	(1) 天気予報、大雨、台風情報等の把握に努める。 (2) ハザードマップ、避難経路等を事前に把握しておく。 (3) 災害グッズ、救急セット、非常食、非常電灯などの用意をしておく。	
緊急時の 取り組み	(1) 避難準備情報が出た場合 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の帰宅準備を行い、速やかにゆきつばき荘へ避難する。 ・非常持ち出し袋、避難グッズ、救急セットを用意し、持っていく。 ・保護者と連絡を取り、帰宅させる。道路状況が厳しい場合には、風水害がおまるまではその場で待機する。 ・風水害が治まり、安全が確保された時点で利用者も指導員も解散する。 (2) 避難情報が出た場合 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の状況（道路など）を把握し、避難をするかその場に残留するかを判断する。 ・避難できる状況であれば、ゆきつばき荘あるいは葵中学校へ避難する。次は（1）と同じ ・周辺の状況が悪化している場合は、二階への避難ができるよう必要な荷物を二階に搬送する。 ・長期の避難に備え、非常食、おやつ、おもちゃ、なども二階へ運ぶ。 ・保護者へ状況の説明の連絡をする。（できたら） ・状況に応じては消防署へ救助の依頼 ・風水害が治まり、道路状況等の安全が確保できたら、利用者を帰宅させ、指導員も帰宅する。 	
事後の 処理	(1) 消防署への対応 (2) 事故の報告（県） (3) 避難に関する反省と防止策の検討 (4) 利用者および保護者への報告	

4 怪 我

項 目	内 容	担当者
日常の 取り組み	(1) 普段より室内の安全管理に努める。 (2) ナイフ、はさみなどの刃物、棒、バットなど長いものなどは管理する場所を決めておくとともにすぐに子どもが手に取れる場所にはおかない。 (3) ナイフやハサミなどを使用しているときは、指導員は目を離さずに見守るようにする。 (4) 物を投げる危険のある利用者に近くに危険な物を置かない。 (5) パニックや不安定な状況の利用者は目を離さず、危険をあらかじめ察知できるようにする。	
緊急時の 取り組み	(1) 事故発生 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者を当事者の場から離し、一括管理する。 ・加害者がいる場合は加害者にも指導員がつき、落ち着かせる。 (2) 怪我の手当 <ul style="list-style-type: none"> ・怪我の状況を把握し、緊急対応し、保護者に連絡を取る。怪我の状況に応じてはすぐに通院し、保護者には病院に来てもらうようにする。 ・その他の利用者も状況に応じては保護者に連絡を取り、帰宅させる。 ・加害者がいる場合にはその保護者にも連絡を取り、説明をする。 	
事後の 処理	(1) 事故の報告（県） (2) 保険会社への連絡 (3) なぜ事故が起こったか、それについての反省と防止策の検討 (4) 利用者および保護者への報告	

5 病 気

項 目	内 容	担当者
日常の 取り組み	<p>(1) 普段より利用者、指導員の衛生管理に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅後、外出後、おやつ、昼食の前などには必ず手洗いをする。手洗いの難しい利用者は、アルコールのぬれティッシュなどで手を拭く。手洗い後はペーパータオルや持参のハンカチなどを用いて感染を予防する。 ・インフルエンザやノロウイルスの流行時には利用者帰宅後ドアノブや洗面所の水道コックなどを消毒するようにする。 ・ノロウイルス対応グッズを常に用意し、嘔吐に対して迅速な対応ができるようにする。嘔吐の場合は感染症を配慮して事後処理を行う。 ・利用者の汗の始末、衣服の調節などについても配慮する。 ・利用者に提供する麦茶は必ず沸かしておくようにする。 ・連絡帳、学校からの連絡等を参考に体調不良を把握するようにする。 	
緊急時の 取り組み	<p>(1) 病気にかかった時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体調の悪い利用者を周辺の利用者から離し、状況を把握し、対応できる処置をする。(服薬は原則しない) 活動の様子、顔色、熱の有無などから判断し、保護者に連絡する。状態が良くない時は指導員がついて通院し、保護者に病院へきてもらう。 ・ノロウイルスなどの感染が心配される病気については、他の利用者の保護者にも連絡を取り、保護者の判断で迎えに来てもらう。 <p>(2) 心臓発作、てんかんなどの重篤な病気の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様子観察を行いながら、救急車へ連絡と同時に保護者にも連絡する。 ・時系列で記録を取り、病状を把握する。 ・他の児童を一括管理し、人手が足りない場合には帰宅してもらうように保護者に連絡を取る。 	
事後の 処理	<p>(1) 保険会社への連絡 (2) 事故の報告 (県) (3) 事業所の対応の検討 (4) 利用者および保護者への報告 (個人情報に気を付ける)</p>	

6 不審者

項目	内容	担当者
日常の 取り組み	(1) 普段より地域住民との連携を深め、近所の人とまったく知らない人との判別ができるようにする。 (2) 玄関ドアはすぐに開けずに「どちら様ですか。」と必ず聞くようにする。 (3) 不審者に対する利用者の指導を行い、近づかないようにする。	
緊急時の 取り組み	(1) 不審者 <ul style="list-style-type: none"> ・不審だと思われた時は指導員は下の名前と呼ぶようにする。 ・できるだけ玄関から入れないようにし、窓ガラスに施錠する。その間に一番遠い窓に利用者を集める。 ・警察に通報する。 ・不審者が入室した場合は一番遠くから戸外へ出る。あるいは倉庫へ避難し施錠する。合間を見つつシャッターを開けて避難する。 ・車で移動できる場合は車で逃げる。(定員オーバーでも) ・難しい時は、できるだけ近所へ分散し逃げ込むようにする。 ・安全が確保された状態で保護者に連絡し、帰宅させる。 (2) 怪我の手当 <ul style="list-style-type: none"> ・不審者の暴行によって怪我をした場合は、怪我の状況を把握し、緊急対応し、保護者に連絡を取る。 怪我の状況に応じてはすぐに通院し、保護者には病院に来てもらうようにする。 	
事後の 処理	(1) 事故の報告(県) (2) 保険会社への連絡 (3) 避難の問題点、それについての反省と防止策の検討 (4) 利用者および保護者への報告 4	